

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：平成27年7月16日

評価者：健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市わーくす大師
指定期間	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法（以下、「法」という。）第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。 ・法第5条第14項に規定する就労継続支援（B型）に関すること。 ・施設の維持管理に関すること。
指定管理者	名称：社会福祉法人電気神奈川福祉センター 代表者：石原 康則 住所：横浜市磯子区新杉田町8番地の7 電話：045-772-3300
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課（内線：33821）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	川崎市わーくす大師は、就労支援に関する豊富な知識と高い技術を有し、利用者の雇用・就労に向けた支援を中心に、就労を支える対人ルールや生活環境等を含めて一般的に支援を行う施設であり、十分な人員配置と高い支援技術が求められるが、そのための人員確保や研修等による支援技術の向上に努め、量・質ともに十分なサービスを提供できている。その結果、わーくす大師は、平成23年度以降の一般企業等への就労移行の実績が市内で最も多く、各就労先での就労定着支援の実績もまた高い水準である。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	関連法等の改正により、企業や自治体等は障害の種類を問わず雇用・就労を促進することが求められるようになり、多岐にわたるニーズに対応する手厚い支援が必要となっている。こうした状況の中においても、わーくす大師では、利用者一人一人の意思決定支援を基本とする様々な取組を行うよう努めている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告された結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。 利用者に関わる事故については、毎日のミーティングでヒヤリハットの報告を行い、その都度、状況確認と対応・改善に努めている。また、利用者に対しても、安全教育を繰り返し実施し意識向上を図っている。 災害等への対策については、年に3回の避難訓練を実施し、備えを行っている。
4	更なるサービス向上のために、どのような課題や改善策があるか。	利用者の障害の多様化を見据えて、専門機関と、より緊密に連携し、また、研修等を通じて他施設の取組に学ぶ必要がある。一方、就労先企業等を中心に、社会全体の障害理解の推進と協力関係構築のため、先駆的な障害者就労支援についての豊富な経験を有する立場として、また、責任ある社会の一員として積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した取組を進めることが求められる。

5	非公募更新のための条件を満たしているか (該当施設のみ)	
---	---------------------------------	--

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果																												
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況把握に努めた。また、電話による聴き取りや必要に応じた実地調査を行い、問題解決に向けて協議・指導を実施した。																												
2	制度活用による効果はあったか。	<p>利用者の希望を常に確認し、個々の障害特性に則した支援を実施し、治具の自作や作業工程の改善により、利用者が商品価値の高い製品を作ることを可能にしている。また、専門機関等からの助言や各種研修の受講により、新たに法定雇用率の対象となる障害に関する支援技術を拡充する等、施設全体としてサービスの向上に努めた。</p> <p>このような運営姿勢とサービス内容が利用者・家族等から評価され、高い利用率を維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらなるサービスの向上も期待できる。</p> <p>【定員と1日平均利用者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労移行</td> <td>30</td> <td>35.7</td> <td>33.5</td> <td>28.2</td> <td>31.7</td> </tr> <tr> <td>就労継続B</td> <td>20</td> <td>23.6</td> <td>20.7</td> <td>19.3</td> <td>20.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【就労実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労実績</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>		定員	H23	H24	H25	H26	就労移行	30	35.7	33.5	28.2	31.7	就労継続B	20	23.6	20.7	19.3	20.2		H23	H24	H25	H26	就労実績	15	15	19	16
	定員	H23	H24	H25	H26																									
就労移行	30	35.7	33.5	28.2	31.7																									
就労継続B	20	23.6	20.7	19.3	20.2																									
	H23	H24	H25	H26																										
就労実績	15	15	19	16																										
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<p>就労支援の対象となる障害の拡大への対応に向けて、より高度で適正な支援をするための人員の確保が求められており、それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。</p> <p>開所から30年が経過し、設備の経年劣化が著しく進行していることから、必要な修繕費用を計上することが必要である。</p>																												
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市内の障害福祉サービス事業所の運営形態の現状（民設民営又は公設民営）については、障害者を取り巻く状況の変化に対応できる形で検証していく必要がある。																												

4. 今後の事業運営方針について

<p>障害福祉サービス事業所については、障害者総合支援法による給付費及び利用者負担により施設運営がなされている。また、法改正により、障害の範囲の拡大や高齢化に伴う障害の重度化・重複化など、障害者を取り巻く環境は急速に変化しており、個別の状況に応じた適切なサービスの提供が求められている。そのため、現在の運営形態を継続しつつ、障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な仕組みを検証・構築していく必要がある。</p>
--